

○ 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
（減損損失累計額の表示） 第十七条の二 財務諸表等規則第二十六条の二の規定は、有形固定資産に対する減損損失累計額について準用する。 第十九条 財務諸表等規則第三十条の規定は、無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額について準用する。 （減損損失に関する注記） 第五十条の二 財務諸表等規則第九十五条の三の二の規定は、減損損失を認識した資産又は資産グループがある場合について準用する。	（新設） 第十九条 財務諸表等規則第三十条の規定は、無形固定資産に対する減価償却累計額について準用する。 （新設）